

那須塩原市における農業系指定廃棄物の 暫定集約について

令和3年6月27日 環境省環境再生·資源循環局

農家保管の指定廃棄物に係る暫定集約に関する御協力のお願い

2021 (令和3) 年6月2日、堀内環境副大臣が那須塩原市を訪問し、渡辺市長に協力を要請。





令和3年6月2日 環境省

農家保管の指定廃棄物に係る暫定集約に関する 御協力のお願い

- 〇以下のことについて、那須塩原市に協力を要請する。
 - ①農家保管の指定廃棄物に係る暫定保管場所は、現在、保管庫内で指定廃棄物(焼却灰)が保管されている那須塩原クリーンセンターとし、保管庫に 8,000Bq/kg 超の農業系指定廃棄物を集約する。
- ②集約保管のスペースを確保するため、現在保管中の指定廃棄物 (焼却灰) のうち 8,000Bq/kg 以下のものを指定解除し、市の処分場に処分する。
- ③8,000Bq/kg 以下の農業系指定廃棄物については、那須塩原 クリーンセンターの受け入れ準備が整った段階で、順次搬入 した上で指定解除を行い、一般ごみと混焼し、処分する。
- ④集約した 8,000Bq/kg 超の農業系指定廃棄物については、 8,000Bq/kg 超の焼却灰とあわせて保管を継続し、今後濃度が 下がった段階で順次指定解除、処分を行う。
- 〇指定廃棄物の集約作業は国が主体となって行うとともに、解除後廃棄物の処分に当たっては国が責任を持って財政的・技術的支援を行う。今後、安全の確保に万全を期しつつ、農家の負担軽減に向けて具体的に取り組む。

暫定集約に関連する指定廃棄物の状況

焼却灰

1,704トン

○那須塩原クリーンセンターの敷地において、6 棟の 保管庫を設置し保管中

○8,000Bq/kg以下:1,116トン(約2/3)

8,000Bq/kg超 : 588トン 、

※令和2年11月現在



保管庫内部

牧草、稲わら、堆肥

1,216トン

※集約対象となる農家保管の指定廃棄物

○牧草799トン、稲わら82トン、堆肥336トン

○53農家の敷地において一時保管いただいている

○8,000Bq/kg以下:954トン(約8割)

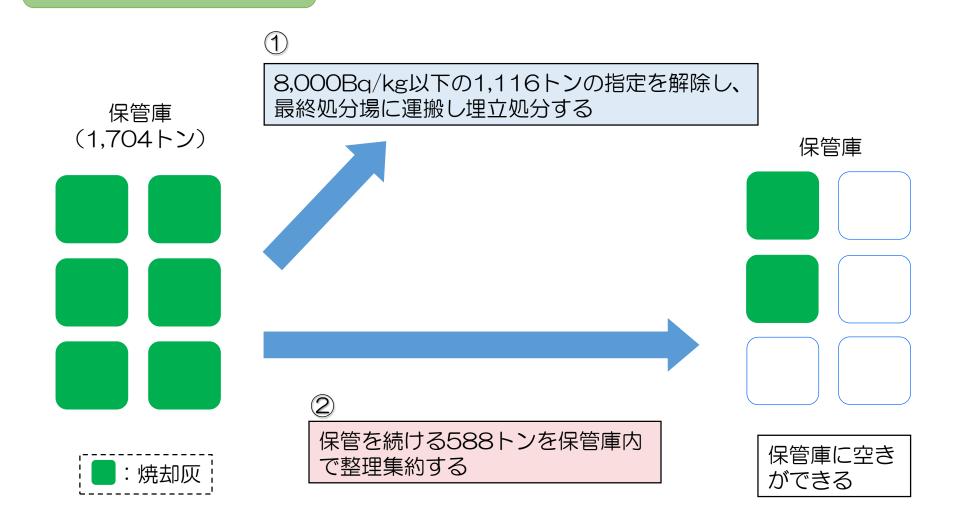
8,000Bq/kg超 : 262トン ※令和元年7月下旬~ 11月下旬再測定



農家保管

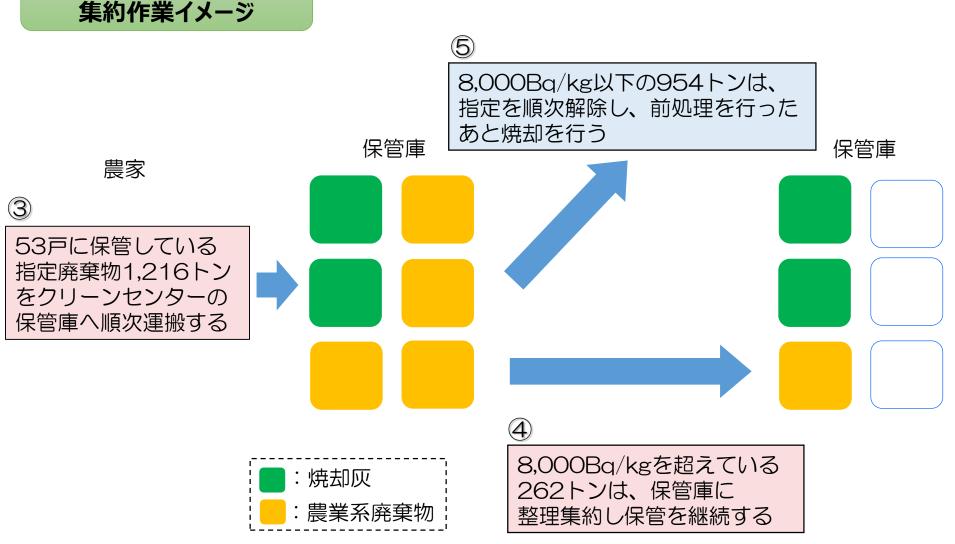
クリーンセンターで保管している指定廃棄物(焼却灰)について

保管焼却灰作業イメージ



農家で保管している指定廃棄物(牧草、稲わら、堆肥)について

農業系指定廃棄物の 集約作業イメージ



農業系指定廃棄物の暫定集約手順(那須塩原市)

実施主体

市

①那須塩原クリーンセンター内に保管中の指定廃棄物(焼却灰)のうち、 8,000Bq/kg以下のものについて指定解除し、一般廃棄物最終処分場へ 運搬し埋立て処分

国

②那須塩原クリーンセンターの保管庫内で保管を継続する焼却灰を整理し、 農業系指定廃棄物の保管等のスペースを確保

国

③農業系指定廃棄物を那須塩原クリーンセンターの保管庫へ順次運搬開始、 運搬が終了した保管場所(農家敷地)は原状回復

国

④那須塩原クリーンセンターに搬入した農業系指定廃棄物のうち8,000Bq/kg超のものについては、保管庫に整理集約(必要に応じて詰め替え等)

市

⑤搬入した農業系指定廃棄物のうち8,000Bq/kg以下のものについては、指定 を解除し、前処理を実施したのち、那須塩原クリーンセンターで一般ごみと混焼

①指定廃棄物(焼却灰)を指定解除、処分場へ運搬・埋立て

①那須塩原クリーンセンター内に保管中の指定廃棄物(焼却灰)のうち、8,000Bq/kg 以下のものについて指定解除し、一般廃棄物最終処分場へ運搬し埋立て処分

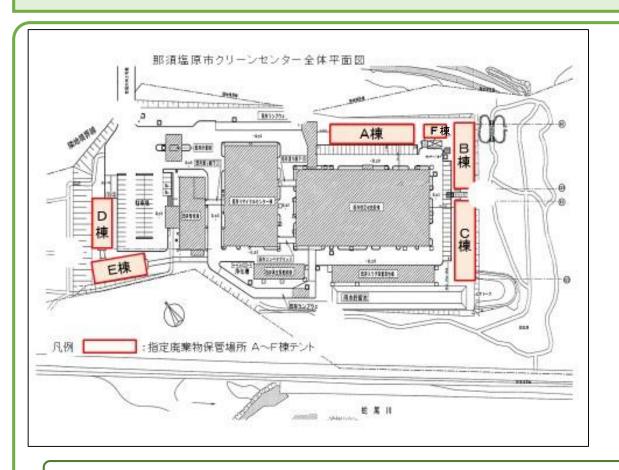


那須塩原市第2期最終処分場施設整備基本計画(平成30年6月)より

- 那須塩原クリーンセンターにおいて指定 解除した焼却灰を、市の一般廃棄物 最終処分場へ運搬・処分します
- 廃棄物の飛散・流出防止対策、処分場での空間線量の測定等を行いながら、 適正に運搬、処分を実施します。
- これまでも、クリーンセンターでの一般ごみの焼却により発生した8,000Bq/kg 以下の焼却灰は、順次埋立処分を 実施していますが、周辺環境への影響 はありません

②クリーンセンター保管庫内を整理、集約スペースを確保

②那須塩原クリーンセンターの保管庫内で保管を継続する焼却灰を整理し、 農業系指定廃棄物の保管等のスペースを確保



保管庫	面積	重量(トン)
A棟	495m²	450
B棟	340m²	302
C棟	410m ²	434
D棟	240m²	215
E棟	300m²	265
F棟	96m²	38
合計	1,881m²	1,704

焼却灰保管状況

● 那須塩原クリーンセンターの保管庫(A~F棟)内で、引き続き保管が必要な 焼却灰を整理し、農業系指定廃棄物を集約するためのスペースを確保します

③農業系指定廃棄物を順次運搬、保管場所を原状回復

③農業系指定廃棄物を那須塩原クリーンセンターの保管庫へ順次運搬開始、 運搬が終了した保管場所(農家敷地)は原状回復

運搬車両 (イメージ)



出典:特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画(平成29年11月)環境省

- 農家の敷地にある指定廃棄物を那須 塩原クリーンセンターへ運搬します
- 指定廃棄物の飛散・流出防止対策、 運搬車両近傍の空間線量の測定等を 行いながら、適正に運搬を実施します
- 8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物 についても、指定廃棄物として、まずは クリーンセンターに搬入します

● 農家からの搬出後は、原状回復を 実施します

④8,000Bq/kg超の農業系指定廃棄物を整理集約

④那須塩原クリーンセンターに搬入した農業系指定廃棄物のうち8,000Bq/kg超の ものについては、保管庫に整理集約(必要に応じて詰め替え等)







保管イメージ(写真は現在保管庫内に保管中の焼却灰)

- 必要に応じてフレコンへの詰め替え等を行いつつ、 8,000Bq/kg超の指定廃棄物を保管庫内で 整理します
- 集約後も、周辺の空間線量の測定等を行います

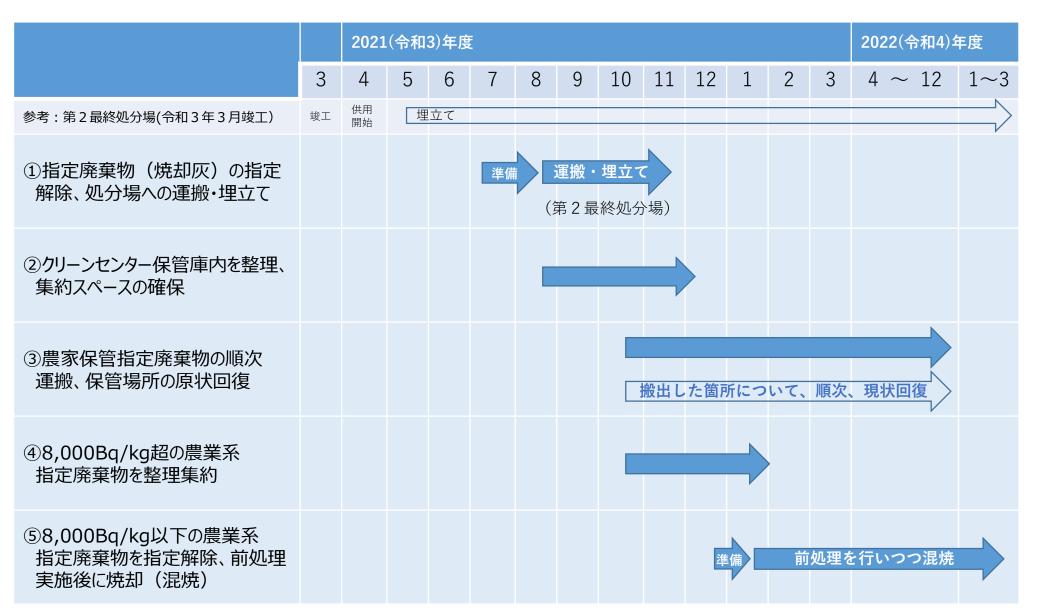
⑤8,000Bq/kg以下の農業系指定廃棄物を指定解除、前処理後に焼却(混焼)

⑤搬入した農業系指定廃棄物のうち8,000Bq/kg以下のものについては、指定を解除し、前処理を実施したのち、那須塩原クリーンセンターで一般ごみと混焼

く実施方針>

- 焼却灰の放射能濃度の上昇を抑えるため、指定解除した8,000Bq/kg以下の 農業系廃棄物について、通常の一般ごみと混焼することとし、生じた焼却灰は、 市の一般廃棄物最終処分場に処分します
- 低い混焼率(数%程度)を設定するとともに、排ガスや空間線量のモニタリング等を 適切に行い、安全性を確認しながら進めます
- 前処理として保管庫内で細断を行い、飛散防止対策を講じながらピットに投入します
- これまでも、8,000Bq/kg以下の一般ごみは焼却処理を実施していますが、 周辺環境への影響はありません
- 事業の進捗につきましては、市のホームページで随時公表します

農家保管指定廃棄物の暫定集約作業スケジュール(那須塩原市)



さいごに

- <u>指定廃棄物の集約作業は国が主体</u>となって行います。
- ➤ 8,000Bq/kg以下の廃棄物は、通常の廃棄物と同様に 処分が可能です。指定解除後の廃棄物の処分に当たって は国が責任を持って財政的・技術的支援を行います。
- ▶「指定廃棄物関係ガイドライン」等に基づき、 (平成25年3月第2版 環境省)
 安全の確保に万全を期しつつ、農家の負担軽減に向けて、 市と連携しながら着実に取り組んでまいります。

(参考)

指定廃棄物とは①

指定廃棄物とは

- ◆ 平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放射性物質が放出され、日常生活の中で 排出されるごみなどに付着した結果、放射能濃度が、1kg当たり8,000ベクレルを超えたものが発生しました。
- ◆ これらを放射性物質汚染対処特措法に基づく申請等を受けて環境大臣が指定したものが指定廃棄物で、 国が処理することとされています。
- ◆ 特措法の基本方針において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。



指定廃棄物とは②

ベクレルとシーベルト

放射性物質:放射線を出す能力(放射能)を持つ

ベクレル(Bq)

→放射能の大きさの単位



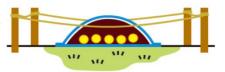
シーベルト(Sv)

→人が受ける放射線 被ばく線量の単位

- ◆ 放射能(ベクレルで表した値)が大きいほど、放射性物質から多くの放射線が出ていることを意味しますが、 被ばく量(シーベルトで表した値)は放射性物質との距離などによって変わります。
- ◆ 放射線の影響を少なくする ポイントは、次の2つです。



②放射性物質から 距離をとる



身の回りの放射線

- ◆ 我々は普通に生活していても、宇宙から降り注ぐ 放射線等を受けています。自然放射線による 年間被ばく線量は、日本の全国平均で 年間2.1ミリシーベルト(mSv)です。
- ◆ このほか、例えば診断で受ける放射線量は、
 - ·CT検査で2.4~12.9mSv、
 - ・胸部 X 線検査で0.06mSv、 程度です。

出典:国連科学委員会(UNSCEAR)2008年報告、 原子力安全研究協会「新生活環境放射線(2011年)」、ICRP103他より作成





指定廃棄物とは③

8,000Bq/kgの基準について

- ◆ 廃棄物処理の各工程(収集運搬、焼却、埋立など)を想定したとき、最も放射線の影響を受けるのは、<u>廃棄物の</u> 埋立作業を行う作業員です。
- ◆ この作業員の年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト※1以下となる廃棄物の濃度が、1kgあたり8,000ベクレル※2です。

※1:ICRP(国際放射線防護委員会)が勧告する、一般の人々の健康を守るための基準である公衆被ばくの線量限度。

※2:1日8時間、年間250日の労働時間の半分を廃棄物のそばで作業すると仮定して計算。

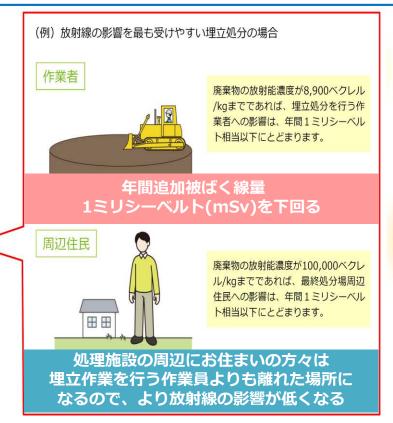
◆ 8,000Bq/kg以下の廃棄物は、既存の処理施設で、通常の廃棄物として安全に処理することができます。

※原子力施設から発生する「放射性廃棄物」は、高いもので10兆Bq/kgを超えます。指定廃棄物とはレベルが全く異なるものです。

シナリオ	評価対象	処理に伴う被ばく量が 1 mSv/年となる放射能濃度	
/Sta	廃棄物積み下ろし作業	作業者	12,000 Bq/kg
保管	保管場所周辺居住	一般公衆	100,000 Bq/kg
ēm	廃棄物連搬作業	作業者	10,000 Bq/kg
	運搬経路周辺居住	一般公衆	160,000 Bq/kg
中間処理	焼却炉補修作業	作業者	30,000 Bq/kg
	焼却施設周辺居住	一般公衆	5,500,000 Bq/kg
埋立処分	焼却灰埋立作業	作業者	10,000 Bq/kg
	脱水污泥等埋立作業	作業者	8,900 Bq/kg
	最終処分場周辺居住	一般公衆	100,000 Bq/kg

※出典:第117回放射線審議会(平成23年12月)資料より作成

放射線の影響を最も受けるとされる廃棄物の埋立処分に おける作業者であっても、8,000ベクレル/kg以下で あれば、影響は年間1ミリシーベルトよりもさらに低く なります。





連絡先

※お電話の際は、「那須塩原市での指定廃棄物の集約について」とおたずねいただければ幸いです。

《環境省》

- ■特定廃棄物に関するお問い合わせ窓口 0120-869-444 受付時間: 9:30~18:15(日祝除く) (フリーダイヤル)
- ■関東地方環境事務所 048-600-0543
- ■環境再生·資源循環局 特定廃棄物対策担当参事官室

03-5521-8352

《那須塩原市》

■市民生活部廃棄物対策課 0287-62-7301